

介護保険料の納入通知書と 決定通知書を送付します

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係
☎ 029-885-0340
(内) 113・132・135

平成28年度に65歳以上の方が支払う介護保険料をお知らせします。

介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支え合い、安心して暮らすための制度です。制度が円滑に運営されるよう、制度へのご理解と保険料の納付にご協力をお願いします。

平成28年度の介護保険料

所得段階	対象となる方		年額
第1段階	本人および世帯員全員が住民税非課税で	・合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者である方	24,300円
第2段階		合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下の方	40,500円
第3段階		合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方	40,500円
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが本人が住民税非課税で	合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	48,600円
第5段階		第4段階に該当しない方	54,000円
第6段階	本人が住民税課税で	合計所得金額が120万円未満の方	64,800円
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	70,200円
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	81,000円
第9段階		合計所得金額が290万円以上の方	91,800円

※介護保険料の年額が確定した後でも、本人および世帯員の昨年度の所得や課税状況に変更が生じたり、本人が転出または亡くなられた場合は、介護保険料の年額が変更になる場合があります。

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は、受給している年金(基礎年金だけでなく障害年金・遺族年金を含む)の額によって、2種類に分けられます。

普通徴収 年金受給額が年額18万円未満の方…「納入通知書」もしくは「口座振替」で納めます。

村より7月中旬に年間分(全8期分)の納入通知書を送付しますので、取扱金融機関にて納めてください。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月28日

特別徴収 年金受給額が18万円以上の方…「年金からの天引き」で納めます。

介護保険料の年額を年6回に分けて年金から天引きします。介護保険料は6月の住民税確定にあわせてその年度の保険料を確定するため、4・6・8月は暫定的な額(前年度2月に徴収した額)での徴収となります(仮徴収)。また、保険料確定後の10・12・2月の額が4・6・8月の額と大きく変動する場合は8月の納付額を増減させ、年間を通じて保険料をできるだけ均等にする措置を取ります(平準化)。

※年金額が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。

介護保険料の納め忘れ・滞納にご注意ください!

納期限から1年以上介護保険料を納めていない方は、滞納期間に応じて次のように保険給付が制限されますのでご注意ください。

▷1年以上滞納…費用の全額を利用者が一旦負担し、申請後に保険給付9割または8割が支払われます。

▷1年6カ月以上滞納…保険給付の一部または全部が一時差し止めとなります。

▷2年以上滞納…利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。